

議案第 49 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例
の制定について

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例（平成17年多可町条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 名称 | 処理場の位置 | 処理区域 |
|---------------------------|----------------|-------------------------|
| 加美南地区 コミュニティ・プラント処理施設 | 多可町加美区山野部311番地 | 西脇、山野部の内 処理場に排水可能な地域 |
| 門田地区 コミュニティ・プラント処理施設 | 多可町八千代区門田1番地1 | 門田の内 処理場に排水可能な地域 |
| 清水地区 コミュニティ・プラント処理施設 | 多可町加美区清水16番地1 | 清水の内 処理場に排水可能な地域 |
| 轟、西山地区 コミュニティ・プラント処理施設 | 多可町加美区西山209番地 | 轟、西山の内 処理場に排水可能な地域 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 | |
|-------------------------------|--------------------|-----------------------------|--|
| 別表（第2条関係） | | | |
| 名称 | 処理場の位置 | 処理区域 | |
| 加美南地区 コミュニティ・プラント 処理施設 | 多可町加美区山野 部311番地 | 西脇、山野部の内 処理場に排水可能な 地域 | |
| 門田地区 コミュニティ・プラント 処理施設 | 多可町八千代区門 田1番地1 | 門田の内 処理場に排水可能な 地域 | |
| 清水地区 コミュニティ・プラント 処理施設 | 多可町加美区清水 16番地1 | 清水の内 処理場に排水可能な 地域 | |
| 轟、西山地区 コミュニティ・プラント 処理施設 | 多可町加美区西山 209番地 | 轟、西山の内 処理場に排水可能な 地域 | |